

# 個人情報保護管理規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた健康推進機構(以下「健康推進機構」という。)における個人情報の取扱いを関係法令等に基づき適正に管理するとともに、個人情報の漏洩・紛失・毀損・改ざん等を防止し個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 本規程で用いる用語は以下のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号及び画像若しくは音声等により特定の個人を識別することができるものをいう。(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人データベース等及び個人データ

個人データベース等とは、個人情報のうち特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であり、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。個人データとは、それらを構成する個人情報をいう。

(3) 保有個人データ

健康推進機構が、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。

(4) 本人

個人情報の主体たる個人そのものをいう。

(5) 実施主体

検(健)診委託契約等において、委託元となる市町村や事業所、学校、施設等本人が居住又は属する自治体や組織、団体をいう。

### (適用範囲)

第3条 本規程は、次の者(以下「職員等」という。)に適用する。

(1) 役員及び評議員

(2) 職員(所長、正規職員、機構医師、嘱託職員)

(3) 日々雇用職員

2 本規程による保護及び管理の対象は生存する個人に関する情報であり、検(健)診・検査に関する情報、直接本人から取得した情報、外部から提供された情報、その他情報とする。

但し、健康推進機構職員等に関する情報については別に定める。

## 第2章 管理組織

(個人情報保護管理者及び副管理者)

第4条 本規程で定めることに従い、個人情報適切・適正に保護・管理するため、検診センターに、個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)及び個人情報保護副管理者(以下「副管理者」という。)を置く。

2 山形県がん総合相談支援センターの個人情報保護に関する業務は、山形検診センターが所掌する。

3 保護管理者は、検診センター副所長(山形検診センターにあつては、副所長(総務担当))とする。

4 保護管理者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、健康推進機構の職員に対する教育研修、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部預託業者の監督等を適切に行い、理事長など役員とともにその責任を負うものとし、個人情報保護に関して必要事項の全般を管理する。

また、監査において問題点等指摘があつた場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

5 副管理者は、山形検診センターにあつては検診課長(検診課長(業務・精度管理課長)を除く。)、山形検診センター以外の検診センターにあつては業務課長(業務課長(検診担当)を除く。)とし、保護管理者を補佐し、その職務の全部又は一部を代行する。

(個人情報保護監査責任者)

第5条 本規程が適切かつ有効に実施されているか否か等の監査を行うため、個人情報保護監査責任者(以下「監査責任者」という。)を置き、毎年1回監査しなければならない。

2 監査責任者は、山形検診センター副所長(副所長(総務担当)を除く。)とし、監査結果を個人情報保護管理者に報告するとともに、監査結果を考慮して本規程の実施に必要な措置について理事長に意見具申するものとする。

## 第3章 個人情報の取得

(取得の原則)

第6条 個人情報の取得にあつては、以下に掲げる利用目的の達成に必要な限度内において行うものとする。

- (1) 検(健)診・検査に直接係わる一連の業務・処理
- (2) 検(健)診・検査の精度管理や精度向上のための集計や分析、学会・研究会等への活用
- (3) 精密検査や再検査が必要となつた方への受診勧奨及び精密検査の結果の把握
- (4) 請求や会計処理

(5) 精度管理等を適切に行うために外部専門医への相談又は医師賠償責任保険などに係わる医療に関する専門の団体、保険会社等への相談、届出

(6) 検体検査等を迅速かつ正確に行うための業務委託

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えてはならない。

(適正な取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(機微な個人情報の取得の禁止)

第8条 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある機微な個人情報を取得し、利用及び提供してはならない。但し、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくとき、又は当該個人情報を取扱う目的を達成するために取得することに相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 個人情報を取得した場合は、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、予め、本人に対し、その利用目的を明示する。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

## 第4章 個人情報の利用

(利用範囲の制限)

第10条 個人情報の利用については、利用目的の範囲内で行うものとし、その範囲を超えてこれを取扱ってはならない。万一、利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、新たな利用の範囲について予め本人の同意を得、又は事前の了解の下に行うものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第5章 個人情報の提供

### (第三者提供の制限)

第11条 予め本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。但し、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 本人が同意していることが明白である場合及び一般に公開されている情報を提供する場合

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 健康推進機構が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 第三者評価機関など外部監査機関へ情報提供する場合
- (3) 特定の者との間で共同して個人データを利用する場合であって、予め本人に通知等している場合
- (4) 同一事業者内の複数施設間で個人データを利用する場合

### (目的外の提供)

第12条 利用目的の範囲を超えて個人情報の提供を行う場合は、予め本人の同意を得るものとする。

但し、既に本人が同意していることが明白である場合は、この限りではない。

## 第6章 個人情報の管理

### (個人情報の正確性の確保)

第13条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理されなければならない。

### (安全性の確保)

第14条 個人情報が記載された文書書類、電子媒体等(以下「文書等」という。)の保管にあたっては、個人情報保護管理者の定めた場所に施錠等し管理しなければならない。

2 個人情報への不正なアクセス又は個人情報の紛失、毀損、改ざん、漏洩等の危険に対して、合理的な安全対策を講じなければならない。

### (守秘義務)

第15条 個人情報の取得、利用及び提供に従事する者は、個人情報の秘密の保持に十分注意し業務を行わなければならない。また、その職務を退いた後においても同様とす

る。

(個人情報の委託)

第 16 条 個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その委託された個人情報の安全管理が図られるよう、十分な個人情報の保護水準を提供できる者を選定し、契約等の法律行為により次に示す内容を規定し、その保護水準を担保しなければならない。

万一、個人情報の漏洩等により健康推進機構に損害が生じた場合には、委託先に対し損害賠償を求めることができる。

- (1) 個人情報に関する秘密保持に関する事項
- (2) 事業目的外利用の禁止に関する事項
- (3) 再委託の禁止又は条件に関する事項
- (4) 事故時の責任分担に関する事項
- (5) 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項

## 第 7 章 個人情報の廃棄

(個人情報の廃棄及び消去)

第 17 条 個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報の読取不可能な状態にしなければならない。

- 2 電子計算機(パソコン及びサーバーに附属する記憶装置含む)等電子機器、装置の廃棄又は譲渡等又はリース契約に基づき返却する場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、ハードディスク内のデータを消去し復元不可能な状態にしなければならない。
- 3 個人情報を廃棄又は消去した場合には、必要事項を記録しなければならない。

## 第 8 章 個人情報に関する情報主体の権利

(個人情報の開示)

第 18 条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、本人であることを確認の上、本人に対し遅滞なく当該個人情報を開示しなければならない。検診等の結果等については実施主体がある場合には実施主体と協議のうえ対処する。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の正当な権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 健康推進機構業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令等に違反することとなる場合

2 開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を理由も併せて通知しなければならない。

(個人情報の訂正等)

第 19 条 前条の規定により開示した個人情報について、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は本人であることを確認のうえ、必要な調査を行い、その求めに理由があることが判明したときは、訂正等を行うものとする。検診等の結果等については実施主体がある場合には実施主体と協議のうえ対処する。訂正等を行った場合は、本人及び実施主体等当該個人情報の受領者に対して、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

2 訂正等しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を理由も併せて通知しなければならない。

(個人情報の利用又は提供の停止)

第 20 条 健康推進機構が保有している個人情報について、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 10 条の規定に違反して取扱われているという理由又は第 7 条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第 11 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって自己の個人情報について利用又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、是正するに必要な限度で、遅滞なく個人データの利用又は第三者への提供を停止しなければならない。但し、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合は、この限りではない。

なお、検診等の結果等については実施主体がある場合には実施主体と協議のうえ対処する。利用停止等を行ったときは、本人及び実施主体等当該個人情報の受領者に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

2 利用停止等しない旨又は代わるべき措置をとる旨を決定したときは、本人に対し遅滞なくその旨を理由も併せて通知しなければならない。

## 第 9 章 苦情処理

(苦情の受付)

第 21 条 個人情報に関する苦情については、所属所毎に窓口を設置し、窓口担当者は本規程を遵守しつつ、これに対し適切に対応しなければならない。

## 第 10 章 教育・研修

(教育・研修等)

第 22 条 保護管理者は、職員採用にあたり個人情報保護の重要性等についての理解と遵守の徹底が図られるよう必要な研修を行うほか、職員に対し随時個人情報保護に関して必要な教育研修を行わなければならない。

## 第 11 章 罰則・損害賠償

(罰則)

第 23 条 職員が本規程に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分することができる。

(損害賠償義務)

第 24 条 職員は個人情報の漏洩等により健康推進機構に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負う。

## 第 12 章 補 則

(補則)

第 25 条 この規程に定めのない事項については、理事長がその都度定める。

2 この規程に定めるものの他、電子計算機処理に係るデータ及び業務管理等については、「電子計算機処理データ保護管理規程」及び「電子計算機運用管理要領」を別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。(名称読替)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。